

温水プール構想の財源等について

町長選挙の公約に、「温水プール」「室内プール」の建設に力を注ぐとありました。現段階での町長の構想はどのようなものですか。

建設・維持・管理等その具体策について、計画について、またその規模について、またその財源について質問します。

今年3月に見直された第四次津幡町総合計画には、温水プール施設整備事業に対し2013年（平成25年）に5億円、2014年（平成26年）に5億円とあります。これについての説明と町長の考えをお聞きします。

（計画には、2013年（平成25年）5億円。その内訳は国・県の支出金2億円、一般財源3億円となっていて、2014年（平成26年）も5億円で、同様な内訳となっています。）

温水プールの構想は、2006年（平成18年）に作成された第四次津幡町総合計画にあったわけですが、この計画は、2004年（平成16年）に、中学校全生徒に加え、高校生以上の町民2500人を対象にしてとったアンケート結果を受けてのものだろうと推測されます。

当時、どのようにしてアンケートがとられたのか、そのときのアンケート用紙のコピーがいま、手元にあります。これを見ると、「津幡町に必要な（欲しい）施設を選んでください、必要なもの3つ以内に○」を付けてくださいという選択性になっていて、12項目があげられています。

みると、1）屋内プール2）スポーツジム・・・という順番で並んでいます。で、アンケート結果をみると、1位が1）屋内プール2位が2）スポーツジムの順となっています。

アンケートの作りそのものが1）屋内プールの答えを誘導するためのものであったのかもしれないとの懸念が残ります。

とはいえ、当時は内灘にはすでに町営プールがあり、当時の高松町にもジョイアクロスがオープンし、文化会館が完成したばかりの津幡町にないのはプールであり、プールが欲しいと町民が思うのは、当然といえば当然といえます。

いま、温水プールについては、二つの問題があると思います。

そのひとつは、このアンケートが約6年前にとられたものであり、現在の厳しい財政状況を踏まえれば、いま、プールについて住民はどう考えるのだろうかということです。6年前の対象も設問もかたよったアンケート結果が、いまも、有効なものかどうかということです。

そして、二つ目、今後の重要課題のひとつとして、

温水プール建設にいくらかかるか、維持管理にいくらかかるか、町の負担（税金）はどれほどになるかを町民に情報を公開することです。プールにどれだけの税金をつぎ込むのかを明らかにし、その上で町に温水プールが必要かどうか、温水プールを望むのかどうか、住民の意見を十分に聞く必要があるということです。

これについて、町長はどのように考えますか。

(参考資料)

内灘温水プール

1992年(平成4年)竣工 総事業費 9億87828000円

2008年(平成20年)度収入 屋内温水プール使用料 7126550円

トレーニング室使用料 929050円

温水プール 消耗品費 1332000円、燃料費 9851000円

光熱水費 9043000円 修繕費 4970000円

保守点検等の委託料 7452000円、医薬材料費 1850000円など

人件費以外の経費の合計は 36308997円。

これに人件費等がかかります。全体で、52293654円(約5230万円)

財団法人 内灘町公共施設等管理公社が担当

無料巡回バス(福祉巡回バス) 運行の提案

バスに関しては、過去に2回、一般質問をしました。今回で3回目となります。

津幡町の高齢化は進んでいます。山間地域、まちなかを問わず、高齢者のみの世帯が増加傾向にあります。わたしが住んでいる能瀬地区でも、ご近所には、ひとり住まいの高齢者のかたがたくさんいらっしゃいます。ごはんを作ったり、洗濯をしたりと日常生活を送っていらっしゃいますが、買い物や病院へ行くのに苦勞し、大変困っています。一例をあげますと、浦能瀬の団地に住む一人暮らしのある女性は、高齢化で自家用車にのるのがむずかしくなりましたが、近くにバスは走っていませんし、鉄道の駅からも遠い。毎回タクシーを利用するわけにも行かず、団地という住宅街に住んでいても、生活するのに大変困っているというお話でした。太田地区などの昔からの住宅街についても同様なことがいえますし、まちなかに住んでいても、生活のための足の確保がむずかしいのが現状ではないでしょうか。

まして山間地域の高齢者の方々にとっては、なおさらです。(車は手放せないと言っています。)

そのような自家用車を利用できない高齢者や交通弱者に対する対応策について、生活面、全体を視野に入れながら考えてみる必要があります。

家族の助けが得られない高齢者、車を持たない人、運転できない人、近所に店舗等がない地区に住む人たちは、食料、生活用品など、生活に必要な品物をどのようにして調達しているかを考えてみますと

- 1) 生協や店舗販売の配達サービス、弁当配達サービスなど、配達によるもの
- 2) スーパー等の送迎車による買い物サービス
- 3) 車による移動販売

4) ネット販売などが考えられます。

買い物については、全国的にもさまざまな試みがなされています。しかし、現実的にすぐに活用できるかといえば、むずかしいこともあります。商品によっては対応できないものもあり、やはり自ら買い物に行かねばなりません。となると、

5) バス、鉄道、タクシー等を利用して、買い物にでかけるということが欠かせません。

病気への対応は、往診も考えられますが、通院は不可欠です。また公共施設等への足の確保も大切です。(市民が安心して暮らすために、公共交通の役割は今後ますます重要になってくると思われます。)

自家用車での移動可能な市民にとっては、津幡町は暮らしやすい町かもしれませんが、車を持たない人、運転できない人にとっては、この広い津幡町は暮らしにくい町といえます。

高齢者が自主的に免許を返納した場合、町営バスの無料券が配布されることになりましたが、バスの運行路線や1日の本数からみても、足りていないというのが、現状ではないでしょうか。

住民は車を手放せば、生活できなくなるという不安を持っています。現在のバス事情では、免許を返納したくても、返納したら、即、日常生活に支障をきたすというのが現状です。

バスを利用する人は年々減っています。利用収入も、2007年は約1854万円

(2008年は約1651万円)

(2009年は約1515万円)

3年後の2010年度の見込みは1490万円です。

現在、バス事業の総額は2010年度予算でみると、7412万6000円。その内訳は利用収入1490万円 県補助金が1100万円 繰り入れ金4812万5000円が主な収入となっています。町は年間、バス事業に約4800万円を負担していることになります。

地域格差の是正、生活の利便性の格差を是正するためにも、バスは大きな役割を担えるはずですが。

無料のバスを走らせられないかというのが、今回の提案です。福祉巡回バスの走行です。

おとなりのかほく市では、昨年(2009年)10月13日から、本格的に福祉巡回バスの運行が始まりました。誰が乗っても、どこまで乗っても無料です。少しその内容を説明します。

福祉巡回バスは、かほく市市民部健康福祉課が担当しています。

運行路線は海回り(ルート)、中央(ルート)、南回り(ルート)、北回りルートの4路線。各路線については週に2回の走行で、午前9時から5時ごろまでの間に、1日4~6便が走ります。たとえば一番人気のある海回りルートは、火曜日と木曜日に、午前9時ごろから午後4時30分までの間に1日に上り線6便、下り線6便が走っています。どこから乗っても、だれが乗っても無料です。片道約50分のコースにバス停が29箇所。最寄りのバス停から乗って、高松駅や市役所へも病院や買い物にもいけます。約1時間に1本走行しています。時刻表から推察して、用事をすませて帰宅するにしても、バスは利用しやすいのではないかと考えられます。

津幡町にも福祉バスが走っていますが、週2回往復1便です。病院へ行って、買い物もして、ウエルピア倉見にもいくというわけにはいきませんし、高齢者の方しか乗車できません。帰りの便は時間が

ひらいていて利用しにくい。まず利便性を重要課題として考え、利用しやすい交通網を再構築することが大切ではないでしょうか。

かほく市は、1年間、福祉巡回バスを実験的に走らせ、さまざまな路線について、住民のニーズを調査し、その上で、2009年10月13日から本格的に福祉巡回バスを走らせました。お試し期間の1年間、住民は生活の足としての路線を失わないために、積極的にバスを利用したということです。

かほく市の2010年度予算をみると、福祉巡回バスの予算の合計は926万5000円です。土・日・祝日・振替休日・年末年始がお休みで、バス2台による平日運行です。その内訳は詳しく通告してありますので、簡単にご説明しますと、その主な内容は、運転業務委託料に5135000円。ガソリン代や修繕費に2468000円。

そして、福祉巡回バスの路線は市営バスの路線と重ならないように運行路線を考えたため、福祉巡回バス路線のない地域の、市営バス路線利用者60歳以上の方と、身体障害、知的障害、精神障害の療育手帳所持者に対して、公平性を保つために、市営バスの利用料金の一部をこれらの該当者に助成しており、その助成金が、1137000円となっています。

運転手はシルバー人材センターに委託。大型第一種免許を持つ5名の運転手さんが担当しています。1日2台のバスで。午前9時から午後5時ごろまで、一日ふたりの運転手さんで運行します。各運転手さんは週に2日のお勤めです。（運転手は、順番にすべてのルートを運転しています。）5135000円はシルバー人材センターから派遣された運転手さんの給料にあたります。

バスは車内18人ほどの座席数で、合計29人まで乗ることが可能な小型バスです。

こどもの通学バスとしての利用は、不可だそうです。

かほく市以外の人でも、だれでも無料で乗れます。

本格運行になってから、利用客は増えているということです。

南回りルートของバスに、わたしは実際に乗ってみて、車1台しかと通れないような細い道も走行しているのを知りました。バスは小回りがききUターンしたりして、町うらの路地（のようなところ）までを走ります。かほく市役所前から約1時間余りで、多田公民館前まで行き、また市役所にもどってきました。多田公民館前からの帰りの車内から、津幡町の御門出町地区の住宅や能瀬保育園がすぐそばに見えました。

（10月13日の本格運行前に1年間の実験期間（実証実験）があり、だれもが無料で乗れました。その実証実験の結果、いまのルートができたそうです。）

地域格差の是正、生活の利便性の格差を是正し、どこに住んでいても安心して暮らせるために、津幡町の事情に合った本格的なバス改革を検討してください。町には、町営バス、福祉バス、デマンドバスなどが走っていますが、だれもが無料で乗れる福祉巡回バスは、高齢者だけでなく、広い意味での福祉としてとらえることができますし、利用が増えれば、町営バスの利用にも繋がることも考えられます。買い物や病院へ行くだけでなく、シグナスによって本を読んだりして帰ることもできますし、行動範囲がひろがることは、引きこもりがちの人にとっても、よいことではないかと。住民の要望を把握したうえで実証実験し、その結果を踏まえ、津幡町の公共交通の行く先を示していただきたいと

思います。

なぜなら問題は先延ばしできないほど、今、現在、日々の生活の中で困り、不安をかかえている町民が多くいると思われるからです。

公営ギャンブル場「(仮称) ボートピア津幡」について

1) 説明会開催、新協定、環境委員会の人選、工事施工者等について

●町は、ボートピアを設置することを認める理由を、住民に対してきちんと説明する場も、そして多くの町民の声を直接聴く場も、とうとう一度ももうけてきませんでした。議会もボートピア設置に関する説明会を求める請願など、ことごとく不採択にし続けてきました。そして今年の4月26日、県は競艇場場外舟券売り場(仮称)ボートピア津幡を運営する民間会社である(株)グッドワンに対し、都市計画法に基づいて、開発行為申請を許可するに至りました。偶然にも4月26日は、町長が初登庁した日です。

ボートピアに関して、矢田町長の選挙公報には、「心配のないような万全の対策」をとるとありました。新聞報道では、町長は「ボートピアを推進したり反対してきたことはない。」と掲載されていました。今後、町長は町民に対し、どのような方法で向き合っていくつもりなのかをお聞きします。

●みどり市、あるいは(株)グッドワンと、新たに結んだ協定はありますか。あるとしたら、どのような内容ですか。(細目協定を含みます)

●「(仮称)ボートピア津幡環境委員会」の委員の選出方法について質問します。

2008年4月30日にみどり市と津幡町が結んだ行政間協定で、「(仮称)ボートピア津幡環境委員会」の構成員の人数、任期、役員、委員会の運営方法等についてはみどり市と津幡町の協議の上、別にさだめるものとされているようですが、協議はされたのですか。その内容についても説明してください。

また、環境委員会では、さまざまな意見をもって審議、協議されることが大切であり、人選は町長のいう「心配のないような万全の対策」を図るためにも、重要な課題です。どのような方法で人選されるのか。

環境委員会の委員選出に、公募もしていただきたいと思います。

また、みどり市と協定を結んでいるのですから、委員会には、当然みどり市の代表も入ることが必要です。みどり市は委員会の構成員として参加されるかどうか、確認したい。

●ボートピア津幡の工事施工者は(株)津幡工業に決まったということですが、その決定の経緯について、町長はご存知ですか。どのようにして決まったのでしょうか。

続いて、2005年5月に採択されたという、舟橋地区の同意について質問します。

2) 舟橋地区の同意は民主的なプロセスを踏んだのか。

● (舟橋地区の同意に関して)

2005年5月14日 舟橋会館にてボートピア誘致計画に関する説明会が開かれましたが、参加者が少なく流会となり、その1週間後の5月21日に第2回説明会が実施され、その場で挙手により賛否の採決がとられたということです。

役員報告では、舟橋地区に125世帯があるなかで、この日、41世帯が参加しました。委任状が65世帯、欠席が19世帯ということで、参加した41世帯中賛成36世帯、反対は5世帯でした。

しかしながら、

① 国土交通省海事局総務課がボートピア推進本部に確認したその結果は、125世帯のうち参加したのは41世帯、委任状は68世帯で、採決の結果、参加した世帯のうち賛成35、委任状68の合計103を賛成とし、反対5世帯、無効17世帯と報告されているということです。この結果報告は、国土交通省海事局総務課から、しっかりと文書で受け取っております。

そこで、町長に、一番目の質問です。

舟橋地区からの報告では、5月21日の説明会での賛成世帯数は36世帯であり、国土交通省海事局総務課がボートピア推進本部に確認した賛成世帯数は35世帯と、その数に違いがあります。また委任状は舟橋地区の報告では65世帯で、ボートピア推進本部で確認されているのは68世帯です。委任状には3世帯もの誤差があります。このような違いについて町長はどう思いますか。

続いて2番目の質問です。

② 委任状に署名した、舟橋地区の住民が、自分が署名した委任状をもう一度みせてくださいと、当時の区長の家に行き頼みましたが、断られ、自分の書いた委任状は見せてもらえませんでした。そして、役員会で、見せないことに決定したとの話が区長からありました。自分が書いた委任状を見ることもできないような事態について、また、役員会で、見せないことにしたという決定について、町長はどう思いますか。

5月14日と21日の舟橋会館での採決にいたる経緯について簡単ではありますが、いま町長に説明いたしました。

3番目の質問です

③ 委任状を書いた世帯は、ボートピアがどのような施設かを理解していて、委任したと町長は思われますか。

町長の答弁をよろしくお願いします。

2005年5月21日の舟橋会館での採決に関する委任状や、あるいは説明会についての文書、ある

いは当時の議事録などの、重要な証拠書類の保全の必要性を感じた住民が、証拠保全申し立て書を2007年2月に金沢地方裁判所に提出して、それが認められました。しかし当時の区長は検証される期日にこれらの文書を提示することはありませんでした。

本来なら、住民に対する十分な説明と場外舟券売り場誘致への事業の検証がなされた上で、住民の意見を聞かねばならないはずなのに、舟橋地区の多くの住民はボートピアについての説明を聴かされることもなく、委任状を書かされ、こうしてわずか1週間でかき集められた委任状が民意とみなされてしまった。そして、委任状の数さえ、舟橋地区のいう数と、それを受けたボートピア推進本部での委任状の数が違うということ、一致していないということ、この状況をどう説明できるのでしょうか。この採択について、信憑性に欠けると思われても仕方がないのではないのでしょうか。

地元とされる舟橋地区の同意は、民意であるとは決していえません。これは、民意の捏造ではないかと、わたしには思われます。民意はどこへいったのかと問われれば、もともと、舟橋地区の同意には、民意の入る余地さえ与えられていなかったことを、町長に知っていただきたいと思います。

さらにいえば

ボートピアの白紙撤回を求めて舟橋地区を回っているとき、何人かの女性から、「男どもが決めた誘致や」といわれました。一世帯一票という、戦前の家父長制を引きずるような賛意の取り方もまた、非民主的といわざるを得ないとわたしは思います。

舟橋地区の同意の取り方、プロセスには、問題があると考えます。よく調査し、実情を公開することが必要だと思います。そうしなければ、民主主義があるとはいえないと思います。

2) 舟橋地区の同意だけでいいのか。

公営ギャンブル施設である、ボートピア津幡に関する最後の質問は、地元の同意、ここでいう地元とは何かということに関する質問です。

- (2008年3月28日、)国土交通省海事局長通達には、場外発売場設置にあたり、「地元との調整がとれていること」とは、「当該場外発売場の所在する自治会等(とう)の同意、市町村の長の同意、及び市町村の議会が反対を議決していないことをいう」とあります。
この「地元合意三要件」は何のためにあると、町長は思いますか。
そして、
- 「当該場外発売場の所在する自治会等(とう)の同意」とある「自治会等(とう)」とは、舟橋地区のみのことをさしているのですか。その理由はなんですか。
- 2010年4月26日、県は競艇場外舟券売り場(仮称)ボートピア津幡を運営する民間会社(株)グッドワンの開発行為申請を許可しました。その開発登録簿によると開発区域は舟橋地区以外に庄地区が含まれていました。開発区域の一部である庄地区も、舟橋地区と同様にボートピア設置についての住民の意思を確認する必要があるのではないですか。賛否を問う必要があるのではないですか。

きちんと説明会を開き、十分に住民に情報を伝え、庄地区の住民の意見を聞くべきです。

三要件はなんのためにあるのか。それは、ボートピアが住民の生活に脅威を与えるかどうか、また、ボートピアが設置されたあとの環境を住民がどう思うのか、設置しても問題がないと考えるのか、問題があると考えたのか。真に民意を問うための三要件ではないでしょうか。

この三要件の本旨に立ち返ることが必要です。あらゆる法というものの解釈は、その法が作られたそのときの問題点やその必要性に立ち帰って考えられるべきです。ボートピア設置によって、生活を脅かされる可能性のある、あらゆる人々の民意が、問われるべきだと思います。

ボートピアに関して、町民への説明もなく、町民への事業の検証の公開もなくして、2005年の5月21日に採択された、地元とされる舟橋地区の同意は無効であり、民意なき、捏造された同意ではないかということを、最後に、もう一度申し上げて、質問を終わります。